



第26回参議院議員通常選挙

■投票日 7月10日(日)

■投票時間 7:00～20:00

問選挙管理委員会事務局Tel 74-8794

投票できる方

●住所要件

令和4年3月21日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方

●年齢要件

18歳以上(平成16年7月11日以前生まれ)の方

投票の順序・投票用紙の書き方

①選挙区選出議員選挙

候補者の氏名を記入します。

②比例代表選出議員選挙

候補者の氏名または政党その他の政治団体の名称もしくは略称を記入します。

開票のお知らせ

●とき 7月10日(日) 21:00～(受付20:30～)

●参観人 市の選挙人名簿に登録されている方

※開票速報は市ホームページで公表します。

投票所入場券を郵送しています

届いていない場合は選挙管理委員会へご連絡ください。なお、投票所入場券を紛失した場合でも、投票所の受付係に申し出ると投票できます。棄権することのないようにしましょう！

選挙公報を配布しています

候補者・政党の考え方や政策によく目を通し、国政を任せられる人・政党を選ぶ目安にしましょう。届いていない場合は選挙管理委員会へご連絡ください。

●ところ 地域交流センターゆう 大ホール

●定員 20人

新型コロナウイルス感染症に関する対応

特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などをされている方で、一定の要件に該当する方は郵便で投票することができます。

●対象

次のいずれかに該当する選挙人で、投票用紙の請求時において、外出自粛要請または隔離・停留措置の期間が選挙期日の公示の翌日から選挙当日までの期間にかかると見込まれる方

①感染症法、検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方

②検疫法の規定により宿泊施設内に収容されている方

※外出自粛要請期間が終了したあとに投票用紙を請求された方や濃厚接触者は対象になりません。

●投票用紙請求書の提出期限 7月6日(火)まで

※投票用紙の請求手続きや郵便投票の方法は市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会へお問い合わせください。

●罰則

特例郵便等投票の手続きにおいては、他人の投票に対する干渉やなりすましなどの詐偽の方法による投票について、公選法上の罰則(投票干渉罪、詐偽投票罪など)が設けられています。

期日前投票が可能です

当日の混雑を緩和するために期日前投票が可能です。詳細は3ページの上段をご覧ください。

投票所での感染症対策

皆さんが安心して投票できるよう、各投票所で新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで選挙を実施します。

●手指用アルコール消毒液を設置します

●使い捨て鉛筆を配布します

●投票記載台のアルコール消毒を定期的に行います

●投票所内の換気を定期的に行います

●投票管理者・投票立会人・投票事務従事者はマスクを着用し、せきエチケット徹底に努めます

選挙人へのお願い

投票や開票の参観にお越しの際はマスクを着用のうえ、せきエチケットを実施し、帰宅後は手洗い・うがいなどの感染対策をお願いします。

投票日に投票できない方は

期日前投票・不在者投票 をしましょう！

期日前投票の対象

- ①仕事がある方
 - ②旅行やレジャーなどの用事がある方
 - ③冠婚葬祭の予定がある方
 - ④妊娠などの理由で投票できない方
 - ⑤投票日当日に悪天候が予想される場合
- ※投票日当日に近づくほど混雑する傾向があります。分散投票にご協力ください。

不在者投票の対象

- ⑥出張などのため市外で投票する方
 - ⑦選挙人名簿に登録されていても、期日前投票をしようとする時点で満18歳に達していない方
 - ⑧指定施設（市立病院、福寿園、福祉複合施設、慈恵会病院、ねんりん館）に入院などを行っている方
- ※⑧の施設では、その施設で不在者投票ができます。詳しくは施設担当者へお問い合わせください。

期日前投票・不在者投票ができる期間（不在者投票の対象⑧を除く）

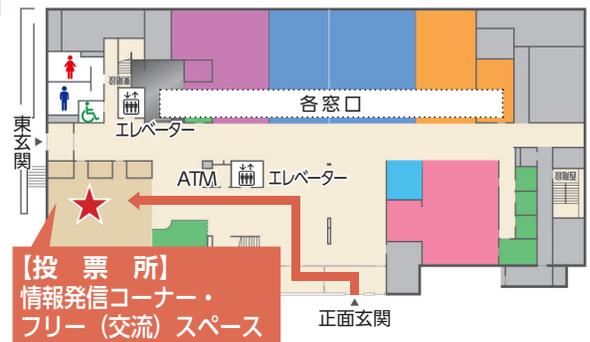
6月23日(木)～7月9日(土) 8:30～20:00

※土・日曜日にも投票できます。

投票所

市役所1階 情報発信コーナー・フリー（交流）スペース
（右図参照）

期日前投票所（市役所1階フロア図）



高齢者・障がいのある方も安心！

投票所のバリアフリー＆各種制度

投票所のバリアフリー

- **車いすの配置**
投票所内では付き添いの方に代わり、係員が車いすを押すなどのお手伝いをしますので、お声がけください。
- **座位記載台の配置** 車いすに乗ったまま記入できます。
- **点字器・点字用候補者名簿の配置**
目の不自由な方は点字で投票できます。
- **老眼鏡の配置**
- **仮設スロープの設置（一部の投票所のみ）**
- **土足用マットの設置（一部の投票所のみ）**
市役所、北・南・東地区コミュニティーセンター、宮川集会所では靴を脱がずにそのまま投票できます。
※土足用マットが設置されない投票所では玄関にイスをご用意しますので、靴の脱ぎ履ぎの際にご利用ください。お手伝いが必要な方は係員にお声がけください。

代理投票

身体の障がいなどで字が書けない方は、投票所の受付係に申し出てください。係員が候補者の氏名・政党名などを代理で投票用紙に記入します。

郵便投票

身体に次のような重度の障がいがあり、投票所に行けない方のために、自宅で投票できる不在者投票制度（郵便等投票）があります。事前に選挙管理委員会へ郵便等投票証明書発行の申請が必要です。有効期限が切れている方や新たに手続きする方はお早めに申請してください。

- **請求期限** 7月6日(水)まで
 - **対象** 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を持っていて次の項目に該当する方
 - ① **身体障害者**
 - ・両下肢、体幹、移動機能の障害程度が1級または2級の方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害程度が1級または3級の方
 - ・免疫、肝臓障害が1級から3級の方
 - ② **戦傷病者**
 - ・両下肢、体幹の障害程度が特別項症から第2項症までの方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害程度が特別項症から第3項症までの方
 - ③ **介護保険法上の要介護者**
 - ・要介護状態区分が要介護5の方
 - **郵便等投票証明書の有効期限** 発行日から7年間
- ※要介護者は、発行日から介護保険被保険者証に記載されている認定の有効期間の末日までです。